



救急救命士の処置範囲が拡大 救える命を救いたい

「救急救命士法施行規則の一部を改正する省令」が公布され、救急救命士が行うことができる処置の範囲が拡大されました。

これを受けて田原市消防本部でも、平成27年度から運用を開始することとなりました。

拡大される救急救命処置は次のとおりです。

◆心肺停止前の静脈路確保と輸液

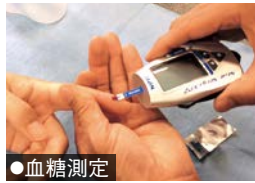
血圧が低下して、心臓が止まる危険性があるショック状態の人や、長時間にわたり狭い場所や機械などに挟まれた人に対して点滴を行います。

◆期待される効果

血圧低下を防ぎ、ショック状態の進行を和らげることや、身体を長時



●ブドウ糖溶液投与



●血糖測定

◆血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液投与

間挟まれた場合に起こり得る「クワッシュ症候群」の予防が期待できます。

低血糖の可能性がある人に対し血糖測定を行い、低血糖が確認された場合には、ブドウ糖溶液を投与します。

◆期待される効果

血糖値を測定することで、速やかに低血糖が判断でき、低血糖状態の傷病者にブドウ糖溶液を投与することで、低血糖状態を早期に改善させることが期待できます。

●救急救命士からのお願い



救急救命士処置範囲拡大は、これまでの心肺停止後の傷病者に対する行為に加え、心肺停止前の重度傷病者に対し行えるようになるものです。いずれも、医師の指示の下、処置を行うことで症状の改善が期待できますが、点滴をすることで痛みが生じたり、現場の滞在時間が長くなったりすることがあります。処置を行う前に、必ず説明をして、承諾を得た後に行いますのでご理解とご協力をお願いします。

田原市管内の出動件数（平成26年消防統計）

救助			救急			火災		
種別	H26	前年比	種別	H26	前年比	種別	H26	前年比
交通	15	△3	急病	1,490	△9	建物	15	1
水難	8	±0	一般	342	31	車両	1	1
機械	4	3	交通	190	△17	船舶	1	±0
火災	2	2	労災	27	1	林野	0	△2
その他	9	3	その他	192	43	その他	19	1
合計	38	5	合計	2,241	49	合計	36	1